

学校いじめ防止基本方針

江戸川区立西葛西中学校

1 はじめに

いじめは、「どの子供にもどの学校においても起こり得る」ことを十分認識するとともに学校教育における深刻であり、早急に解決しなければならない問題である。「いじめは絶対に許さない」「いじめる側が悪い」という認識を生徒も教師ももつことを前提とする。いじめは、被害者、加害者、傍観者という構造の中で行われる。生徒には、いじめを自らの問題とし、いじめの問題の根底にある人間尊重の精神を深く感得させる。全教職員は、生徒が発しているサインを見逃すことがないように常に危機感をもって生徒に接する。教職員相互の情報交換を行い、いじめ撲滅に向けて不断の努力しなければならない。

このことを念頭において下記の本校基方針示し、いじめのない学校生活の実現を目指す。

2 本校のいじめ防止基方針

- (1) 豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
- (2) 全教育活動を通じた人権教育の充実
- (3) 人はそれぞれ違いがあり、その関係性を踏まえた上での実践的な社会性の涵養

3 めざす学校像

安心して登校でき（いじめなし）、満足して下校できる学校（成就感・達成感あり）

4 めざす生徒像

- (1) 何事にも一生懸命取り組む生徒
- (2) 基礎・基本を身に付けるために授業を大切にしている生徒

5 めざす教師像

一歩先にチャレンジする教師

6 基本的な方針

- (1) 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）
 - ア 定期的に生徒アンケートを実施、分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
 - イ 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーを中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。
 - ウ 生徒と接する機会を多くもち、話を聴く。思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす。
 - エ 道徳の授業を中心とした全教育活動において、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
 - オ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させる。また、にコミュニケーション能力、社会性、自尊感情、達成感及び自己有用感の育成のために所属感のある学級作りを工夫する。
 - カ 問題行動の指導に当たっては、きめ細やかに愛情をもって指導する。
 - キ 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。

- (2) 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

ア いじめられた生徒への対応

- (ア) 生徒及び保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生活指導主任又は学年主任を中心とした組織（学校いじめ対策委員会）で対応する。生徒から個別の聞き取り等を実施し、重大事態とならないように対処する。
- (イ) 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認する。親身な指導、悩みを受け止め、支える指導を実践し、指導の記録を確実に取る。
- (ウ) 保護者に対して、事実について説明する。今後二度と起こらぬような体制について説明し理解を得る。
- (エ) いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告する。
- (オ) 養護教諭、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等と連携する。メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- (カ) 緊急避難として欠席した場合には、学習補償のプログラムを作成する。
- (キ) 家庭訪問の実施等により、生徒に安心感をもたせる。
- (ク) 教育委員会に事実関係を報告する。

イ いじめた生徒への対応

- (ア) 事実確認を行い、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で継続的な指導を行う。相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- (イ) いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- (ウ) 家庭に連絡し、指導経過を報告する。家庭の様子を確認し、今後の指導に生かす。

ウ 学校としての取組

- (ア) いじめが起きた事実を真摯に受け止める。学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- (イ) 学級指導の見直しや授業改善を図る。生徒が充実した学校生活を送れるような環境の改善を図る。
- (ウ) 学校公開、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有する。また、地域ネットワークの活用により、「いじめのない学校」を築く。

(3) 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

ア 重大事態とは、

- (ア) 生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 生徒に精神性の疾患が生じた場合
- (ウ) 生徒が身体に重大な障害が残った場合
- (エ) 生徒が金品を奪い取られた場合

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

ウ 重大事態の調査

- (ア) 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門機関や第三者からなる組織を設けて調査をする。
- (イ) 重大事態が発生したことを真摯に受け止める。全校生徒及び保護者に対し、アンケート等を行う。事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないように配慮する。
- (ウ) いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。